

## 富良野市保健福祉推進市民会議要綱

(名称)

第1条 この会議は、富良野市保健福祉推進市民会議(以下「市民会議」という。)という。

(目的)

第2条 市民会議は、高齢者社会に向けて全市民が健康で明るい生活を過ごすことができるまちづくりを進めるため、総合的な保健福祉事業の推進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 市民会議は、次の事項について協議し、市長に報告する。

- (1) 保健福祉の推進に関すること。
- (2) 保健福祉計画に関すること。
- (3) 介護保険事業計画に関すること。
- (4) その他市民の保健福祉に関すること。

(組織)

第4条 市民会議は、別表に定める関係機関・団体から推薦された者及び学識経験者並びに介護保険の被保険者代表(以下「委員」という。)をもって組織し、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員長、副委員長)

第6条 市民会議に、委員長、副委員長各1名を置く。

2 委員長、副委員長は委員の互選によるものとする。

3 委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときは、委員長が互選されるまでの間委員長を代行する。

(会議)

第7条 市民会議は、必要の都度開催する。

2 会議は、委員長が招集する。

3 会議の議長は、委員長が行う。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員には、富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第15号)の定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年12月1日から施行する。

この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

関係機関・団体

名	称
富良野医師会	
富良野市国民健康保険運営協議会	
富良野市民生委員児童委員協議会	
社会福祉法人富良野市社会福祉協議会	
富良野市老人クラブ連合会	
富良野身体障害者福祉協会	
一般社団法人富良野青年会議所	
富良野中央婦人会	
社会福祉法人富良野あさひ郷	
富良野市ボランティア連絡協議会	
富良野市在宅介護者を支える会	

学識経験者

社会福祉法人 北海道社会事業協会	富良野病院長
医療法人社団 博友会	北の峰病院長

介護保険の被保険者代表

第1号被保険者代表	2名
第2号被保険者代表	2名